

北陸地方整備局建政部
記者発表資料

配布日時	令和7年7月24日
取り扱い	配布を以て解禁

「北陸地方整備局建設業法令遵守推進本部」の活動について

北陸地方整備局では、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、平成19年4月以降、「北陸地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下、推進本部）」を設置し、建設業における法令遵守の徹底に努めているところです。

この度、令和6年度の活動結果をとりまとめ、令和7年度の活動方針を決定しましたのでお知らせします。

令和6年度の活動結果

1. 推進本部に寄せられた情報（通報）等

受付件数	R 6	R 5
駆け込みホットライン	20件	19件
一般電話等	8件	5件

2. 建設業者等に対する建設Gメン調査・立入検査等の実施状況

建設Gメン調査・立入検査等実施状況		R 6	R 5
大臣許可業者		54社	38社
	建設Gメン調査 ※R5はモニタリング調査	(32社)	(10社)
	立入検査	(20社)	(28社)
	報告徴取	(2社)	—
知事許可業者（新潟県・富山県・石川県）		33社	11社
	建設Gメン調査	(15社)	—
	立入検査	(18社)	(11社)
その他（発注者：建設Gメン調査）		1社	—
合 計		88社	49社

配布先	新潟県政記者クラブ	お問い合わせ 国土交通省 北陸地方整備局 建政部 建設業適正契約推進官 小林（こばやし） 建政部 計画・建設産業課 課長補佐 佐々木（ささき） TEL：025-370-6571 FAX：025-280-8746
	新県政記者クラブ 富山県政記者クラブ 石川県政記者クラブ その他建設専門紙	

3. 建設業者に対する監督処分・勧告

大臣許可業者への立入検査等において特に改善を要する事項が確認された10社に対し、監督処分及び勧告を行いました。

監督処分及び 勧告件数	R 6	事 由	R 5
許可取消処分	0社		0社
営業停止処分	1社	公契約関係競売等妨害	0社
指示処分	1社	労働安全衛生法違反	1社
勧 告	8社	契約(追加・変更含む)書面の未交付、契約締結時期が不適切等	8社

4. 建設業取引適正化推進期間の取組

建設企業を対象に、建設業法令遵守及び建設工事における労働災害防止を内容とした講習会を開催し、186名にご参加いただきました。

講習会開催状況		参加者	講習内容
オンライン	11月21日	186名	・建設業の適正な取引について ・建設工事における労働災害防止について ・建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けた取引について ・足場等に係る安全対策について ・社会保険の基礎 ・一人親方の適正な働き方について

5. 建設企業に対する関係法令等の周知

上記の取組に加え、各県労働局と連携し、建設業者を対象に建設業法令遵守関係を含む働き方改革関連法に関する説明会を行い、延べ281名にご参加いただきました。

説明会開催状況		参加者
新潟県	12回	113名
富山県	8回	138名
石川県	3回	30名

- ◆ 国が示す「労務費の基準」を著しく下回る見積りや、当該基準を著しく下回ることとなる労務費への変更依頼・契約締結の禁止など、昨年6月に公布された改正建設業法により措置された労務費の確保とその支払いのための新たなルールが、本年12月までに施行することになっている。
- ◆ 適正な労務費の確保と技能者への賃金支払の実効性を確保するため、発注者を含めた請負契約の各当事者に対して、指値発注などの既存ルールとともに新たに措置されたルールについて、強く遵守を求めている必要がある。
- ◆ 昨年度に引き続き書面調査を大幅に拡大し、そこで把握した情報や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報を活用し、違反の疑いのある取引を優先して建設Gメンが実地調査を行い、不適当な取引行為に対する改善指導等を通じて、取引の適正化を図っていく。

建設Gメンの実地調査 (主な調査事項)

¥ 適正な請負代金・労務費の確保

【主な調査内容】

- ✓ 注文者が指値や一方的な請負代金の減額等をしていないか、受注者が請負代金のダンピングをしていないか
- ✓ 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適当な見積変更依頼をしていないか、受注者が労務費等のダンピングをしていないか
- ✓ 労務費等の見積額や見積変更依頼後の額が不適当な金額になっていないか 等



適切な価格転嫁

【主な調査内容】

- ✓ 資材価格の高騰等に係る「おそれ情報」について、受注者は契約締結前に注文者に通知しているか
- ✓ 資材価格の高騰等による請負代金や工期の変更について、受注者から注文者に対する変更協議の申出状況、当該申出を踏まえた注文者の変更協議の対応状況
- ✓ 注文者が「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づいて、労務費の価格転嫁に向けて採るべき行動をとっているか 等



適正な工期の設定

【主な調査内容】

- ✓ 受注者は「工期に関する基準」に基づき、時間外労働の上限規制を遵守した適正な工期の見積りを行っているか
- ✓ 注文者は受注者の工期の見積内容を尊重し、受注者による規制違反を助長していないか
- ✓ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況 等



適正な下請代金の支払

【主な調査内容】

- ✓ 注文者が手形の割引料等のコストを一方的に受注者の負担としていないか
- ✓ 手形期間が60日を超える「割引困難な手形」となっていないか（発注者の手形期間等も調査）
- ✓ 注文者が下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか 等

法令遵守に向けたその他の取組



法令違反疑義の収集

- ✓ 「駆け込みホットライン」に通報があった場合の対応として、通報者が被通報者により特定されて不利益な取り扱いを受けることがないように、通報者の保護に特に努める



立入検査の実施

- ✓ 建設Gメンの調査等により違反を把握した建設業者に対して強制力のある立入検査を実施



建設業取引適正化推進期間

- ✓ 10～12月を「建設業取引適正化推進期間」と位置付け、法令遵守に向けた普及啓発を重点的に実施
- ✓ 建設Gメンも、同期間を「集中月間」と位置付け、とりわけ重点的な取組を実施



関係機関との連携

- ✓ 都道府県労働局等との連携による「都道府県建設業関係労働時間削減推進協議会」の開催等を通じ民間発注者等に適正な工期設定を働きかけ
- ✓ 賃金支払状況の確認や請負代金(総価)に係る不当な行為に対する措置請求など、実効性を高めるため関係機関と連携

参 考

令和7年度の活動方針

1. 建設Gメンの実地調査

①運用方針

建設Gメンの実地調査は、建設業法第40条の4の規定に基づき、「建設工事の請負契約の締結の状況」等の取引実態を広く把握した上で、改善指導等を通じて取引の適正化に繋げていく観点から、特定の規模の工事や建設業者、時期に限定することなく、業界全体を対象に実施していく。その上で、調査をより効率的に実施するため、書面調査を通じて把握した疑義情報や、「駆け込みホットライン」等に寄せられた通報を活用して、違反の疑いのあるものを優先して実施していく。また、下請Gメンとの連携などにより、確度の高い違反疑義情報の収集を図るとともに、調査の結果、違反を把握した場合には、建設業許可部局による強制力のある立入検査等に繋げていくなど、運用の工夫を行いながら、実効性を確保していく。

②主な調査内容

注文者による指値発注や一方的な請負代金の減額など、総価としての請負代金に係る注文者の不当な行為については従来から禁止されており、これまでも、その改善を図ってきているところであるが、これに加え、昨年12月に資材価格の高騰等を踏まえた転嫁協議の円滑化ルールが施行され、さらに、改正建設業法の公布日から1年6月以内に予定されている同法の施行により、国が示す「労務費の基準」を著しく下回る見積りや、当該基準を著しく下回ることとなる額への変更依頼・請負契約の締結等が禁止されることとなる。このため、技能労働者の賃金原資である労務費を確保し、賃金支払いに繋げていくため、これらの新たなルールに係る取引実態を重点的に調査するとともに、不当な取引行為に対しては改善指導等を通じて適正化を図っていく必要がある。

また、労務費の価格交渉については、注文者と受注者のそれぞれが採るべき行動・求められる行動が12の行動指針として「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月内閣官房・公正取引委員会）に示されており、例えば、注文者に対しては、受注者から取引価格の引き上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくべきことなどが採るべき行動として示されている。注文者が本指針に沿わない行為をした場合には、独占禁止法上問題となりうることから、本指針に基づいた適切な労務費の価格交渉が求められる。

加えて、昨年４月から、建設業に対して時間外労働規制が適用されており、長時間労働の是正はもとより、週休２日（４週８休含む）の確保をはじめとした、適正な工期設定による建設業の働き方改革を推進していく必要がある。

以上を踏まえ、建設Ｇメンの実地調査は、請負代金、労務費、工期の３点に重点をおいて、発注者、元請負人、下請負人に対し、主に以下について調査し、不当な取引に対しては改善指導等を行うことにより、取引の適正化を図っていく。

なお、実地調査において、建設資材業者や運送事業者などの建設工事の関連事業者との取引を把握した場合には、できる限りその内容も調査するとともに、適切な配慮を呼びかけていくものとする。

（１）適正な請負代金・労務費の確保

技能労働者の適正な賃金水準を確保していくためには、その前提として、発注者・元請間、元請・下請間のいずれにおいても、適正な請負代金による契約が不可欠である。

注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、請負人と不当に低い請負代金で契約することは従来から禁止されているが、これに加え、改正建設業法の施行により、建設業者が「労務費の基準」を著しく下回る労務費で見積りを行うことや、注文者が当該基準を著しく下回ることとなる労務費への変更を依頼し、契約をすること等が禁止されることになる。

そのため、労務費等の交渉に係るこれらの新たなルールを踏まえ、建設業者が注文者に提出した当初見積書及び最終見積書における労務費等の見積額やその算出根拠（人工数や歩掛りなど）、当該算出した労務費等の見積額が不当な金額とっていないか（策定後は「労務費の基準」と比較）等について確認を行う。また、総価としての請負代金が不当に低くなっていないか、見積りから請負代金の決定に至るプロセスにおいて、指値発注など注文者が自己の取引上の地位を不当に利用していないか、ダンピング受注とっていないかについても確認を行う。

更に、ダンピング受注を繰り返すなどの不当な行為により、技能労働者の賃金にしわ寄せが及んでいるおそれがある場合には、技能労働者に対する賃金支払の状況についても確認を行うものとする。

加えて、元請負人が、免税事業者である下請負人との取引において消費税相当額を一方的に減額するなどした場合、建設業法や独占禁止法上問題となりうる旨周知してきているところであるが、こうした不当な行為がないかを確認するとともに、改めて、下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について十分に協議を行うことなどについて周知する。

（２）適切な価格転嫁

労務費を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うためには、請負契約の当事者が対等な立場で価格交渉を行うとともに、元請負人は、直接の取引先である下請負人が再下請負人との取引において適正な価格を設定すべき立場にあることを意識しながら価格交渉に臨むことが重要である。

昨年12月、改正建設業法の一部施行により、資材価格の高騰等を踏まえた転嫁協議を円滑化するため、受注者は、契約前に資材高騰の「おそれ情報」を注文者に通知する義務が課されるとともに、契約後に当該「おそれ情報」が顕在化し、受注者から請負代金等の変更協議の申し出を受けた場合、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務が課されるなど、転嫁協議の円滑化ルールが施行されている。これらを踏まえ、変更協議を申し出るための請負代金等の変更に係る契約条項の設定状況、受注者から注文者に対する変更協議の申出の状況及び申出を踏まえた注文者の変更協議の対応状況等について確認を行う。

また、労務費の価格交渉については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において、注文者及び受注者それぞれが採るべき行動・求められる行動が12の行動指針として示されていることを踏まえ、これらの行動が適切に採られているかを確認するとともに、注文者が指針に沿わない行動をしていた場合には、独占禁止法に抵触するおそれがあることから、必要に応じて、公正取引委員会に情報提供を行う。

（３）適正な工期の設定

適正な工期設定による働き方改革を推進する観点から、昨年3月に「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告）が改訂され、建設業者は時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積提出に努めなければならないこと、また、発注者は時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積が建設業者から提出されたときは、その内容を尊重することなどが明記された。

これらを踏まえ、請負契約（工期変更に伴う契約変更を含む。）の締結の際に、建設業者が工期の見積りを適正に行っているか、また、建設業者が見積もった工期が実工期に反映されているか、実工期による技術者や技能労働者の時間外労働の状況等について確認を行うとともに、工期の設定にあたって考慮した「工期に関する基準」の内容等を確認する。

また、効果的に調査を行う観点から、引き続き、労働基準監督署と連携して工期の合同調査を実施する。

（４）適正な下請代金の支払い

技能労働者の雇用の安定を図る上で、下請代金を現金で支払うことは重要である。建設業法では、元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切に配慮しなければならない旨規定するとともに、元請負人が特定建設業者である場合には、「割引困難な手形」で下請代金を支払うことを禁止している（建設業法第24条の6第3項）。

これらを踏まえ、元請負人に対しては、請負契約において少なくとも労務費相当分については現金払とするよう支払条件を設定しているか、支払において手形を併用する場合には、手形の期間が60日を超える「割引困難な手形」となっていないか、また、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか等について確認を行う。

また、政府の方針として、令和8年の約束手形の利用廃止が閣議決定されていることを踏まえ、下請契約のみならず、発注者を含めたサプライチェーン全体で、請負代金の支払をできる限り現金払とする等の支払手段の適正化や、前払いや期中払いの比率を高める等の支払条件の改善を図っていく必要があることから、実地調査等を通じて発注者を含め適切な対応を求めていく。

2. 法令違反疑義情報の収集

地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」や「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下「相談通報窓口」という。）は、相談窓口としての役割に加え、法令違反疑義情報の通報窓口としての役割も担っている。

これまでも、法令違反の早期発見を図る観点から、相談通報窓口の周知を図っているところであるが、引き続き、建設業許可通知書や経営事項審査結果通知書を送付する際にリーフレットを同封するなど、その周知を図っていく。

また、相談通報窓口に通報があった場合において、通報者が秘匿を希望したときには、通報者が被通報者により特定されて不利益な取り扱いを受けることがないよう、実地調査や立入検査の方法を工夫するなど、通報者の保護に特に努めるとともに、以下の点に留意する。

- ・「不利益取扱いの禁止（建設業法第24条の5）」の規定の趣旨を踏まえ、元請負人の報復等から下請負人を保護することの重要性に鑑み、その後の相談者の取引状況を適時フォローすること。

- ・通報を端緒として元請負人に対して指導監督を行った事案について、その後の元請負人の改善状況を適時フォローすること。

3. 立入検査の実施

相談通報窓口への通報により法令違反が疑われる建設業者や、建設Gメンの実地調査等により法令違反のおそれを把握した建設業者、営業所の実態に疑義のある建設業者、必要な実務経験等を有する技術者の配置に疑義のある建設業者、過去に指導監督を受けた建設業者等を中心に、立入検査を機動的に実施していく。

4. 建設業取引適正化推進期間

令和2年度以降、毎年10月から12月の3か月間を「建設業取引適正化推進期間」と位置付け、講習会の開催をはじめ、取引適正化に向けた普及啓発に関する活動等を重点的に行っており、引き続き、普及啓発に関する活動に努める。また、建設Gメンについても当該期間を「集中月間」と位置づけ、とりわけ重点的に取組を行うものとする。

5. 関係機関との連携

- (1) 長時間労働の是正はもとより、週休2日（4週8休含む）の確保をはじめとした、適正な工期設定による建設業の働き方改革を推進していくため、引き続き、都道府県労働局や労働基準監督署と連携して、「都道府県建設業関係労働時間削減推進協議会」や「建設業に対する労働時間等説明会」を開催するなど、民間発注者等に対して、適正な工期設定を働きかけていく。
- (2) ダumping受注を繰り返すなどの不当な行為により、技能労働者の賃金にシワ寄せが及んでいるおそれがある場合に実施する（または行う）、建設Gメンによる技能労働者への賃金支払状況の確認や、注文者による請負代金（総価）に係る不当な行為に対しての措置請求などについて、取組の実効性を高める観点から関係機関との連携を図る。
- (3) 建設関係団体との情報・意見の交換を積極的に行い、そのなかで、改正建設業法により措置された、新たなルールを踏まえた適切な対応を強く求めていくとともに、研修会を合同で開催するなど、その周知に努める。
- (4) 不良・不適格業者に対しては、情報を確知した場合の速やかな情報共有や合同立入検査の実施、営業状況の継続的な把握等について、国土交通省と都道府県の建設業許可部局間で連携・協力して対応するほか、必要に応じて、関係部署と連携して適切な対応を図る。

6. その他

- (1) 建設工事の請負契約を巡る元下間のトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」について、引き続き周知を図る。

- (2) 技能労働者がその技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備等を図る観点から、建設キャリアアップシステムや建設業退職金共済制度の普及に向けた必要な周知を行う。
- (3) 資源有効利用促進法の省令改正により、対象工事の元請業者に対して、建設発生土の搬出先等を記載した再生資源利用（促進）計画書の発注者への説明と建設現場への掲示、搬出先が盛土規制法の許可地であるか等の事前確認及び最終搬出先までの確認等が義務化されており、当該制度の適切な対応を促す。
- (4) 規制逃れを目的とした一人親方対策として、元請負人（施工体制台帳等の作成が義務付けられている工事を発注者から直接請け負った建設業者）は、当該工事の施工に従事する全ての下請負人に対して、一人親方との再下請負通知書や請負契約書（写し）の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳等を作成しなければならないことなど、法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。周知には「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」やリーフレット「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」を活用する。